

消費税法の一部改正に伴う工事費（工事費負担金・臨時工事費・諸工料）に 適用する消費税率の取扱いについてのお知らせ

日頃より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日より税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられることとなります。これに対応するため、弊社では、平成26年4月1日より電気供給約款等を変更することとし、平成26年1月24日に経済産業大臣に対して届出を行っております。

以下では、これに伴う工事費（工事費負担金・臨時工事費・諸工料）に適用する消費税率の取扱いにつきまして、お知らせ・お願い申し上げますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 消費税率の適用について

- 消費税法等の規定により、
 - 工事費負担金および臨時工事費については、「電気の需給（受給）開始日」
 - 諸工料については、「（供給設備等の）工事完了日」が平成26年4月1日以降となる場合は、税率8パーセントを適用した工事費を申し受けさせていただくこととなります。（工事費負担金の工事こう長当たりの単価については次頁をご覧ください。）

2. 工事費の申受けおよび精算について

- 前記の「電気の需給（受給）開始日」および「（供給設備等の）工事完了日」は、いずれも低高压申込書（以下、「申込書」といいます。）の送電日（以下、送電前であれば「希望送電日」、送電後であれば「送電日」といいます。）と見なし、税率の適用の判定について、以下のとおり取り扱うことといたします。

（1）お申込み時の申込書の「希望送電日」が平成26年3月31日以前の場合※

- 前受金として、税率5パーセントを適用した工事費を工事着手前に申し受けます。
- ただし、実際の「送電日」が平成26年4月1日以降となった場合は、工事費に適用する税率は8パーセントとなりますので、消費税分について、前受金との差額を工事完成後に精算（追加請求）させていただくこととなります。

※ 予定される「送電日」が、明らかに平成26年4月1日以降となる場合を除きます。

（2）お申込み時の申込書の「希望送電日」が平成26年4月1日以降の場合

- 前受金として、税率8パーセント※を適用した工事費を工事着手前に申し受けます。
- ただし、実際の「送電日」が平成26年3月31日以前となった場合は、工事費に適用する税率は5パーセントとなりますので、消費税分について、前受金との差額を工事完成後に精算（払戻）させていただくこととなります。

※ 改正された消費税法の施行前であれば、前受金に税率5パーセントを適用することは可能ですが、そうした場合、実際の「送電日」が平成26年4月1日以降となったときは、工事費に適用する税率は8パーセントとなりますので、消費税分について、前受金との差額を工事完成後に精算（追加請求）させていただく必要が生じ、お客さまに再度のお支払いをお願いすることとなるため、前受金は税率8パーセントを適用させていただきます。予めご了承ください。

改正された消費税法の施行前で、前受金に税率5パーセントを適用されたい場合は、お申込みの際、お知らせください。

[注] 今後の消費税法の改正に伴い、適用される税率が再度変更となることもございますので、ご了承ください。

3. 税率8パーセントを適用した工事費のご請求開始日

平成26年2月3日（月）より

4. お問い合わせ先

四国電力株式会社事業所の低高压契約担当箇所まで
お問い合わせください。

〔徳島〕0120-564-552 〔高知〕0120-410-430
〔愛媛〕0120-410-452 〔香川〕0120-410-761

お電話でのお問い合わせ
受付時間／平日（月～金）
8：40～17：20
※土、日、祝日を除く

工事費負担金の工事こう長当たりの単価について

電気供給約款や特定規模需要電気供給条件等に記載の、工事費負担金の工事こう長当たりの単価につきましては、税率の引き上げにより、下記のとおり変更となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(適用する消費税率の取扱いについては前頁をご覧ください。)

なお、いずれも適用税率の変更によるものであり、本体単価の変更はございません。

1. 電気供給約款

区 分	単 位	税率5パーセント単価	税率8パーセント単価
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255 円 00 銭	3,348 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,040 円 00 銭	26,784 円 00 銭

2. 特定規模需要電気供給条件等

(1) 高圧で電気の供給を受けるお客さま

区 分	単 位	税率5パーセント単価	税率8パーセント単価
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255 円 00 銭	3,348 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,040 円 00 銭	26,784 円 00 銭

(2) 特別高圧で電気の供給を受けるお客さま

区 分	単 位	供給電圧	税率5パーセント単価	税率8パーセント単価
架空配電設備の場合	新増加契約電力 1キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	535 円 50 銭	550 円 80 銭
		標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	168 円 00 銭	172 円 80 銭
地中配電設備の場合		標準電圧 20,000 ボルトで 供給を受ける場合	619 円 50 銭	637 円 20 銭
		標準電圧 60,000 ボルトで 供給を受ける場合	567 円 00 銭	583 円 20 銭

(工事こう長 100 メートル当たり)

区 分	単 位	税率5パーセント単価	税率8パーセント単価
当社負担額	新増加契約電力1キロワットにつき	5,250 円 00 銭	5,400 円 00 銭